



那須烏山市総合計画策定方針

- 1 計画策定の趣旨
- 2 国及び本市の現状と将来見通し
- 3 計画のビジョン
- 4 市民意見の集約と市民参加
- 5 策定体制
- 6 策定スケジュール

平成18年4月

栃木県那須烏山市

1 計画策定の趣旨

- ・本市は、厳しい財政事情をはじめ、進展する高齢少子社会や地方分権社会に的確に対応するため合併を行ったが、これは21世紀初頭における本地域の更なる飛躍と発展をめざした新たなまちづくりのスタートである。
- ・南那須町・烏山町合併協議会では、市町村の合併の特例に関する法律第5条第2項の規定に基づき、新たなまちの将来ビジョンとして新市建設計画を策定したが、これは地方自治法第2条第4項に基づく総合計画ではない。
- ・しかし、新市建設計画は、合併の是非を判断するための重要な資料であるとともに、その変更には議会の議決を要するなど合併後も最大限に尊重されなければならない計画である。
- ・このようなことから、本市は、合併協議会で策定された「新市建設計画」を土台として、承認された「総合計画策定に関する調整方針」に基づき、本年度からその策定作業に着手し、平成19年度の完成を目指して取り組むこととする。

2 国及び本市の現状と将来見通し

- ・我国人口は、2007年をピークに減少に転じ2050年には一億人程度になると推計されており、人口減少社会が目前に迫っている。
- ・この人口減少社会の進展は、産業経済の衰退や社会保障制度の脆弱化などを招くとともに、地域においては、地域経済活力の衰退や高齢少子社会への本格的対応など高度な政策形成が強く求められることになる。
- ・今国では、この対応や国家財政の悪化に苦慮し、小泉政権の下、「官から民へ」「国から地方へ」を合言葉に構造改革が強力に推進されているところであり、様々な規制改革や郵政民営化、行政改革や地方分権改革、市町村合併の推進、更には10年後を目途としての道州制の導入などが検討されている。
- ・まさに、我国は今、これまでの経済・社会・自治システムの大きな転換期にあり、地域も自己責任、自己決定に基づくそれらの変革を強く求められているのである。
- ・こうした胎動の中、那須烏山市は産声をあげたわけであるから、これからの道は平坦ではない。
- ・合併したとはいえ、本市は、すでに人口減少・高齢少子社会に突入しており、今後もこれがさらに進展していく見通しである。
- ・また、バブル経済崩壊後の後遺症から産業経済も低迷状況にあるとともに、財政状況も大変厳しく予断を許さない状況にある。
- ・加えて、公共施設の適正配置や都市基盤の整備充実、より一層進展する少子高齢化への対応、合併協定に基づく様々な対応など政策課題が数多く内在している。
- ・このようなことから、本市は、徹底した行政改革の断行はもとより、「那須烏山市の身の丈にあった幸福水準」の見極めと、成果の高い戦略的な行政経営が強く求められているのである。
- ・これらのことを肝に銘じ、全職員の共汗及び市民との協働による「那須烏山市総合計画」の策定が期待される場所である。

3 計画のビジョン

(1) 目指すべき総合計画の姿

- ・ これを見ないと「仕事・まちづくり」ができないというような総合計画を目指すものとする。
- ・ また、新市建設計画を最大限に尊重しつつ、部門・個別計画との連携や行政評価システムとの連動、更には行政改革との連動を図るものとする。

(2) 計画の構成・内容

- ・ 那須烏山市総合計画の構造は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造とし、その期間及び内容は以下のとおりとする。

① 基本構想

- ・ 基本構想は、地方自治法第2条第4項に基づき策定するもので、まちづくりの理念や「将来都市像」や「目指すべき行政像」などを示す。
- ・ 計画期間は、長期的な視点に立ったまちづくりを進めていく必要があることから、10年間（平成20年度～29年度）とする。

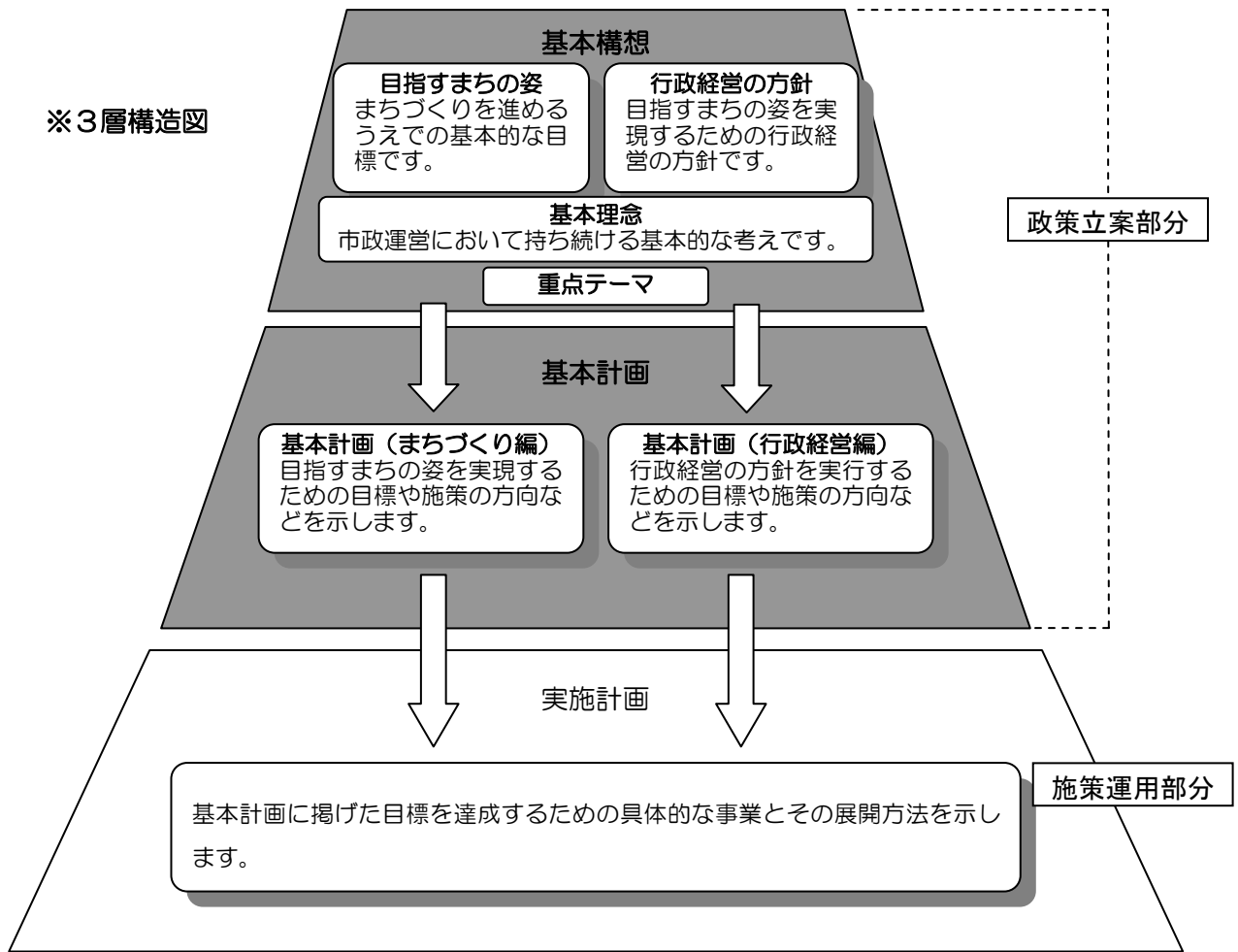
② 基本計画

- ・ 基本計画は、「まちづくり編」と「行政経営編」の2本立てとし、基本構想に示す将来像を達成するための政策体系を示すとともに、施策の方向や成果指標などを示す。
- ・ 計画期間は、中期的な観点から基本構想の実現を図るため、前期5ヵ年（平成20年度～24年度）、後期5ヵ年（平成25年度～29年度）とする。

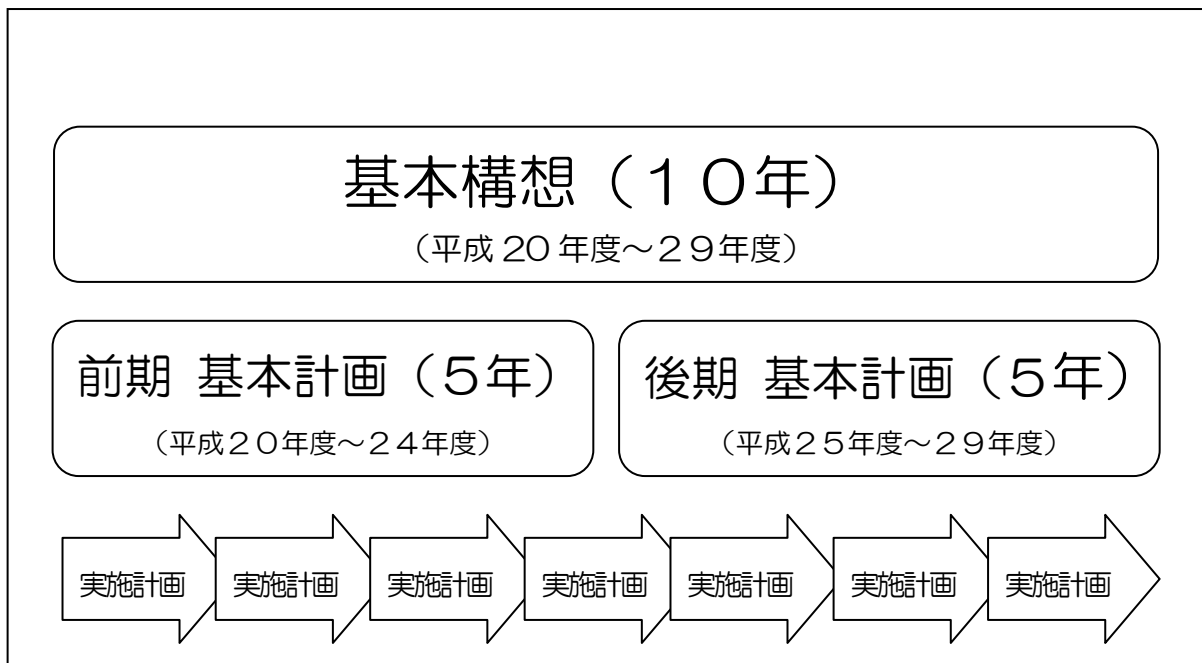
③ 実施計画

- ・ 実施計画は、財政計画との整合を図りながら、基本計画で示した施策の目的を達成するために必要な主要事業を具体的に示す。
- ・ 計画期間は、向こう5ヵ年のローリング方式とする。

※3層構造図



※「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の期間



(3) 計画策定にあたっての重点テーマ

- ・総合計画の重点テーマは、新市建設計画や市長公約を踏まえ、以下の事項を重点施策とする。

○「小さくてもキラリと光るまち」プロジェクト

- ・住民交流機会の整備充実 ・連絡道路網の整備充実 ・本庁方式への移行促進 ・(仮称)まちづくり検討委員会の設立 ・まちづくり基本条例の制定検討 ・宇都宮大学等との友好協定を生かしたまちづくり

○「地勢を生かした心やすらぐまち」プロジェクト

- ・都市計画マスタープラン等の早期策定 ・公共交通網の整備充実 ・J R 烏山線利用環境の整備充実 ・緊急時情報提供システムの整備充実 ・ボランティアやN P O 組織等の育成 ・広域交流基盤の整備要望 ・汚水処理対策の充実 ・情報通信環境の整備充実
- ・全市花公園構想の実現

○「健康づくりと福祉がゆき届いたまち」プロジェクト

- ・障害者や高齢者が暮らしやすい環境づくり ・温泉を活用した健康づくり対策 ・保健福祉基盤の整備検討 ・独居高齢者対策の充実 ・総合的な子育て支援対策の充実 ・市民1人1スポーツの啓発促進 ・シルバー人材センターの機能充実 ・食育の推進

○「文化を育て“教育の町”を目指すまち」プロジェクト

- ・学力向上対策の充実 ・文化スポーツ基盤の整備検討 ・義務教育施設の統合再編と効果的な跡地利用対策の推進 ・子供の文化情操教育や国際感覚の醸成対策 ・大学誘致活動の推進

○「産業がいきいきしているまち」プロジェクト

- ・観光関連組織等の一元化と効果的な観光戦略の推進 ・祭りイベント等の相互支援体制の構築 ・産業間の連携協調による地域経済の活性化 ・地域特性を生かした郷土産業の推進 ・郷土特産品の開発と流通市場の開拓 ・優良企業誘致の促進 ・雇用対策の充実
- ・経済効果の上がる都市部との交流促進 ・構造改革特区を活用した農業振興 ・農業インターン制度の充実 ・農業公社の機能充実 ・特産物のブランド化 ・「道の駅」の整備検討 ・歴史文化資源を活用した産学官連携による観光スポットの開発

○「資源やものを大切にするまち」プロジェクト

- ・新市環境基本条例等の策定による自然環境の整備、保全、活用の推進
- ・市廃棄物政策ビジョンの策定による廃棄物対策の推進
- ・住民参加による環境保全活動の推進

○「行政改革が進み自立のできるまち」プロジェクト

- ・ 合併効果を生かした財政基盤の確立及び市財政の健全化
- ・ 徹底した行政改革の実行
 - ・ 行政のスリム化
 - ・ 数値目標入り定員適正化計画の策定と実行
 - ・ 人事評価制度の導入
 - ・ 有能な女性職員の幹部登用
 - ・ 行政評価制度の導入
 - ・ 各種団体等補助金、負担金の削減
 - ・ 公共事業の選択と集中
 - ・ 徹底した未納対策の推進
 - ・ 民間活力の導入
 - ・ 住民との協働の推進
- ・ 住民自治の推進
- ・ 広域行政の推進

4 市民意見の集約と市民参加

(1) 市民意識調査の実施

- ・ 施策ニーズ把握や指標設定を意図した住民意向調査を市政モニター制度の仕組みづくりも念頭において行う。

(2) パブリックコメントの実施

- ・ 広報紙やHPを活用したパブリックコメントを実施し意見の集約を行う。

(3) 「部門別まちづくり懇談会」の設置

- ・ 市民の市政への参画を促し、協働によるまちづくりを推進するため4部1局ごとに「部門別まちづくり懇談会」を設置する。
- ・ この設置及び運営については、部長等指揮の下、各部局が主体的に行うものとする。

5 策定体制

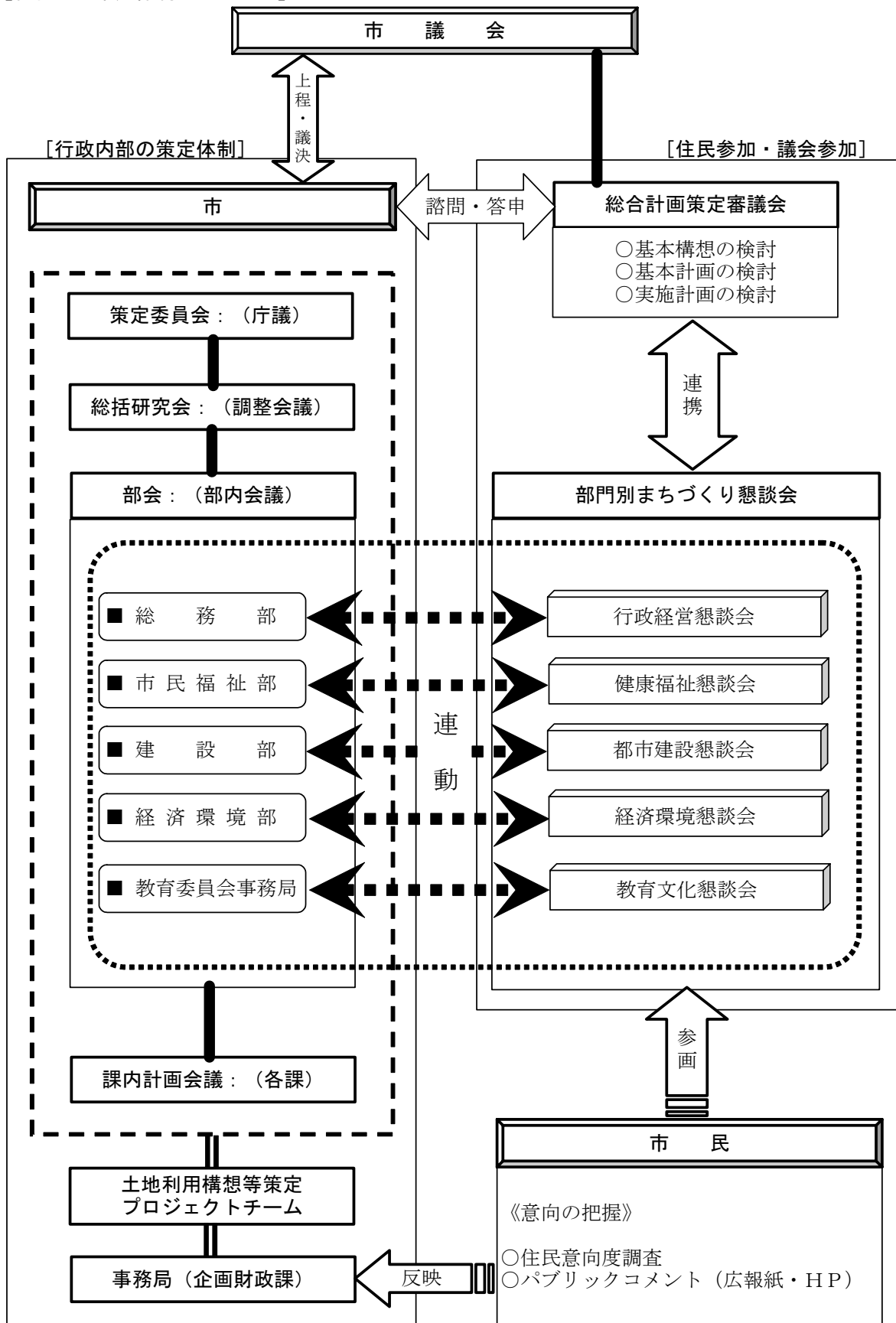
(1) 庁内検討組織体制

- ・ 策定委員会、総括研究会、部会、課内計画会議、土地利用構想等策定プロジェクトチームを設置する。
- ・ 策定委員会は、「庁議」の機能をもってこれにあて、庁内の最高意思決定機関として、基本構想案及び基本計画案等を策定する。ただし、企画財政課長を含むものとする。
- ・ 総括研究会は、「調整会議」の機能をもってこれにあて、全庁的な観点から検討を行い、基本構想案及び基本計画案を作成し、部会間の総合調整を行う。
- ・ 部会は、「部内会議」の機能をもってこれにあて、各課間の施策の調整や基本計画の素案を作成するとともに、市民参加の「部門別まちづくり懇談会」の設置運営を行う。
- ・ 課内計画会議は、「各課」の機能をもってこれにあて、割り当てられた施策の素案を策定するとともに、新市建設計画を基本とし、これからのまちづくりに必要な施策や事業を、成果とコストを意識しながら積極的に提案する。
- ・ 土地利用構想等策定プロジェクトチームは、関係課係等の長をもって構成し、部課を超え事務局との連携のもと基本構想素案の策定を行う。
- ・ 事務局は、企画財政課とし、策定期間を通じ、全体の総合調整を行う。

(2) 庁外検討組織体制

- ・ 条例に基づき「総合計画策定審議会」等を設置し、諮問する。

【総合計画策定体制イメージ図】



6 策定スケジュール

- ・平成19年9月の議決を期限とし策定する。
- ・詳細は、別紙のとおり。

【総合計画策定スケジュール】

項 目	平成17年度						平成18年度									平成19年度																							
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月															
■ 総合計画策定準備 ・基礎調査、住民意向・満足度調査 ・「総合計画策定審議会」等設立準備 ・総合計画のあり方等に関する職員の共通認識づくり、策定に向けた研修期間	➔																																						
■ 総合計画策定作業 1 基本構想の検討 ・「都市像」「行政像」づくり							➔																																
2 基本計画の検討 ・「まちづくり編」「行政経営編」 ・「ベンチマーク」の設定							➔																																
3 実施計画の検討 建設計画：暫定実施計画							➔																																
■ 総合計画策定体制 住民参加 【部門別まちづくり懇談会】 ・各懇談会 行政経営懇談会、健康福祉懇談会、 都市建設懇談会、経済環境懇談会、 教育文化懇談会							●																																
【総合計画策定審議会】							●																																
市議会 「総合計画策定審議会」、「部門別まちづくり懇談会」等への参画	●																																						
行政内部策定体制 【策定委員会】 ・庁議							●																																
【総括研究会】 ・調整会議	●																																						
【部会】 ・部内会議 総務部、市民福祉部、建設部、 経済環境部、教育委員会事務局	●																																						
【土地利用構想等策定プロジェクトチーム】 ・各幹事課幹事係等	●																																						
【事務局】 ・企画財政課	●																																						
■ 主要事項等			● 議会			● 議会			◎ 市議会発足		● 議会														● 議会														● 議会上程